

4. 過誤について

事業所等は、支払決定済みの請求明細書等に対して、誤り等で決定額に異動が生じた場合に、過誤調整として処理を行います。

※過誤調整を行う主な理由は次のとおりです。

- ① 一度請求を行い、支払を受けた後、請求漏れや誤りに気づいた場合に再度、正しい請求を行いたい場合。
- ② 県等の指導監査を受けて、再度請求を正しく行う場合。

※申立方法は、事業所等が市町村に直接、過誤調整を依頼することになります。(処遇改善助成金の場合、まずは県へ連絡してください。)その後、市町村から連合会に過誤の情報が送付され、処理する形となります。

事業所等から市町村への過誤調整依頼（請求明細書の取下げ等）については、別紙様式「障害福祉サービス費過誤調整依頼書」を提出する必要があります。(市町村によっては、独自の様式等を使用している場合もありますので、提出の際に確認してください。)

(1) 事務処理の概要

- ① 事業所等は、既に支払を受けている請求に誤りや請求漏れ（サービスコードの誤りや加算もれ等）があった場合、また県等の指導監査で指摘を受けて正しく請求し直す場合に、別紙様式をもって該当利用者の市町村へ明細書の取下げ依頼を行います。
- ② 市町村は、取下げ依頼があったら、「障害福祉サービス費過誤調整申立書」を作成して毎月3日までに連合会へ提出します。
- ③ 事業所等は、10日までに訂正した請求明細書を連合会へ再請求します。
※事業所は、市町村へ過誤調整する月を必ず確認して、その月に連合会への再請求を行ってください。
- ④ 国保連合会は過誤申立書に基づき、当該給付実績の削除を行います。
- ⑤ 審査支払の通常分と合わせて支払額の調整を行います。
- ⑥ 過誤調整の結果（障害福祉サービス費過誤決定通知書情報）を市町村及び事業所等に通知します。
- ⑦ 事業所等は、「障害福祉サービス費過誤決定通知書」を連合会より受け取り、過誤処理された結果を確認します。

(2) 同月過誤について

同月過誤とは、過誤申立と事業所からの再請求の審査を同じ月に行う処理です。過誤申立分と再請求分を相殺し、差額のみ差し引きとなります。

① 同月過誤のメリット

- ・ 2か月で、過誤申立から給付実績の修正や請求・支払金額の調整まで完了する。
- ・ 過誤と再請求を同時に処理するため、差額のみでの調整となり、支払がマイナスになるケースを避けることができる。

② 同月過誤を行う際の注意点

- ・ 市町村が同月過誤を行う月と、再請求する月を必ず同じ月にする。
→同月過誤を行う月に、事業所が再請求を行わないと、過誤申立を行う該当者の当初の請求額全てが差し引かれるため（事例2参照）、支払額が大きく減少したり、マイナスになったりする場合があります。

（事例1）Aさんの2月サービス分における同月過誤処理

過誤（表中③）と過誤に対する再請求（表中②）が同じ月であることが必須です。

処理月	3月	4月	5月	6月
請求額	2月サービス分の請求 Aさん 20万円 Bさん 30万円 Cさん 50万円 計 100万円	3月サービス分の請求 Aさん 50万 Bさん 40万 Cさん 15万 Dさん 45万 計 150万	4月サービス分の請求 Aさん 70万 Bさん 60万 Cさん 80万 Dさん 40万 計 250万…① 2月サービス分の過誤分の再請求 Aさん50万円…② ①+② 合計 300万円	
過誤額			Aさんの2月サービス分20万円の請求を過誤…③	
支払額		100万円 (2月サービス分の支払)	150万円 (3月サービス分の支払)	280万円 300万-20万 (①+②-③)

(3) 通常過誤について

- ① 市町村が事業所より過誤調整の依頼を受け連合会へ過誤申立した翌月以降に、連合会へ請求明細書等の再請求が事業所より提出された場合。
(過誤調整月に請求明細書等の再請求漏れの場合も同様。)
- ② 請求明細書等の取下げのみの場合。
(サービス未提供で誤請求した場合等)

上記の①、②の場合は通常過誤として、過誤申立該当者の当初の請求額がすべて差し引かれます。(事例2参照)

過誤処理月の翌月の支払で調整されるので、過誤申立の件数が多い場合や、請求当初の金額が大きい場合は注意してください。上記①、②の場合以外は、なるべく同月過誤で調整してください。

(事例2) Aさんの3月サービス分における通常過誤処理

処理月	4月	5月	6月	7月
請求額	3月サービス分の請求 Aさん 20万円 Bさん 30万円 Cさん 50万円 合計 100万円	4月サービス分の請求 Aさん 50万 Bさん 40万 Cさん 25万 Dさん 35万 合計 150万	5月サービス分の請求	6月サービス分の請求と5月に申立をした過誤分の再請求
過誤額		Aさんの3月サービス分 20万円の請求を過誤		
支払額		100万円 (3月サービス分の支払)	130万 (150万-20万) 4月サービス分 150万から5月申立過誤分 20万円を差し引いた額	5月サービス分の支払